

ひょうごブランド商品（農産物漬物）審査基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、兵庫県内で製造された農産物漬物であって缶詰及び瓶詰以外のものに適用する。

（定義）

第2 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

分類	基準
農産物漬物	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、塩漬け等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）みそ、こうじ、若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを干したものをいう。
農産物しょうゆ漬 け類（ふくじん漬 けを除く）	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの
農産物かす漬け類 （刻みなら漬け、わ さび漬け、山海漬 けを除く。）	農産物漬物のうち、酒かす又はこれに糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「酒かす等」と総称する。）に漬けたものをいう。
なら漬け	農産物かす漬け類のうち、酒かす等を用いて漬け替えることにより、塩抜き又は調味したものを、仕上げかす（最終の漬けに用いる酒かす等をいう。）に漬けたものをいう。
農産物酢漬け類（ら っきょう酢漬け、し ょうが酢漬けを除 く。）	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に糖類、ワイン、香辛料等を加えたものに漬けたもの

別表（要領第5条関係）
ひょうごブランド商品審査基準

農産物塩漬け類（調味梅漬け、調味梅干しを除く。）	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、塩に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、塩に糖類、食酢、梅酢、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの
梅漬け	農産物塩漬け類のうち、梅の果実を漬けたもの又はこれを梅酢若しくは梅酢に塩水を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
梅干し	梅漬けを干したものをいう。

（使用原材料）

第3 使用する農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。）は、兵庫県内で生産、採取されたものであること。

（品質）

第4 品質の基準は、農産物漬物の日本農林規格（平成17年11月14日農林水産省告示第1752号）に適合することとし、食品添加物については次の基準に適合すること。

区 分	基 準
農産物しょうゆ漬け類（ふくじん漬けを除く）	着色料はアカキャベツ色素、ウコン色素、カラメル、カラメル、カラメル、クチナシ赤色素、クチナシ青色素、クチナシ黄色素、シソ色素、トウガラシ色素、ビートルレットに限る。保存料、酸味料、調味料（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定められている添加物。以下同じ。）、香料は使用しない。
農産物かす漬け類（刻みなら漬け、わさび漬け、山海漬けを除く。）	保存料は使用しない。
なら漬け	保存料は使用しない。
農産物酢漬け類（らっきょう酢漬け、しょうが酢漬け除く。）	着色料はアカキャベツ色素、シソ色素、ビートルレット、ブドウ果皮色素に限る。保存料、酸味料、調味料は使用しない。
農産物塩漬け類（調味梅漬け、調味梅干しを除く。）	着色料はアカキャベツ色素、クチナシ赤色素、クチナシ青色素、クチナシ黄色素、シソ色素、トウガラシ色素に限る。保存料、酸味料、調味料、香料は使用しない。からし菜漬については、調味料以外のものを使用しない。

別表（要領第5条関係）

ひょうごブランド商品審査基準

梅漬け及び梅干し	着色料はアカキャベツ色素、クチナシ赤色素、シソ色素、ビートレットに限る。硫酸アルミニウムカリウム、水酸化カルシウム、クエン酸カルシウム、酸味料は使用しない。
2 品質は、県立農林水産技術総合センター又は民間検査機関における審査で、良好な状態のものであることが確認できること。	
（保管施設）	
第5 原材料、包装資材等の保管施設は、作業場と一定の仕切りをもって独立しているものであって、それらの品質を良好に保持できるものであること。	
（任意付加価値表示）	
第6 一括表示枠外に「この製品は、兵庫県内で生産（または採取）された（主原材料）を使用しています。」等と記載することができる。	
第7 この基準に定めるもののほか、「加工食品（共通）審査基準」の安全性の確保及び安心感の醸成に定める事項を満たしていること。	